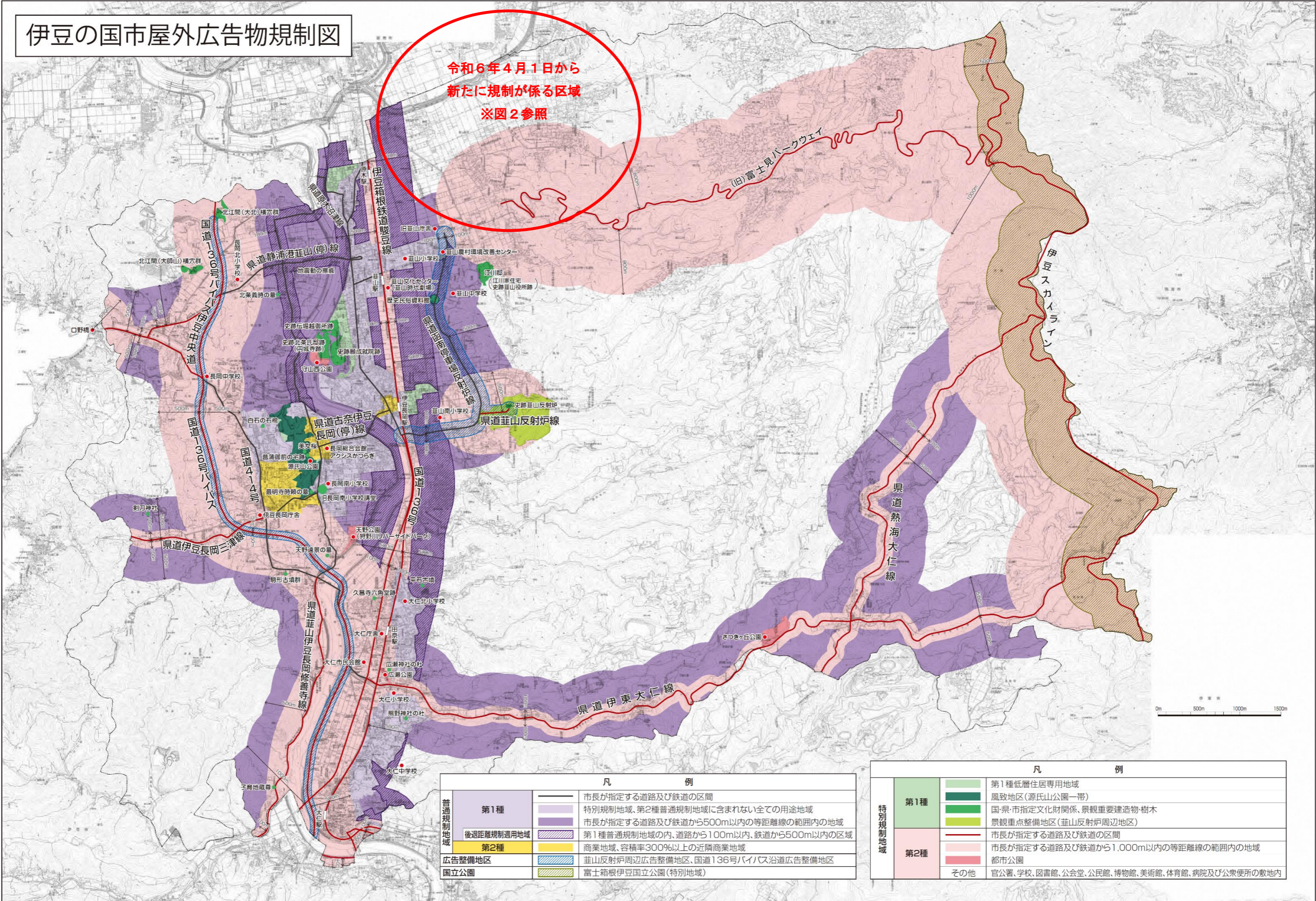


伊豆の国市屋外広告物規制図

令和6年4月1日から  
新たに規制に係る区域  
※図2参照



凡 例		
普通規制地域	第1種	市長が指定する道路及び鉄道の区間
後退距離規制適用地域	第2種	特別規制地域、第2種普通規制地域に含まれない全ての用途地域
広告整備地区		市長が指定する道路及び鉄道から500m以内の等距離線の範囲内の地域
国立公園		第1種普通規制地域の内、道路から100m以内、鉄道から500m以内の区間
		商業地域、容積率300%以上の近隣商業地域
		富士反射炉周辺広告整備地区、国道136号バイパス沿道広告整備地区
		富士箱根伊豆国立公園(特別地域)

凡 例		
特別規制地域	第1種	第1種低層住居専用地域
	第2種	風致地区(源氏山公園一帯)
		国・県・市指定文化財関係、景観重要建造物・樹木
		景観重点整備地区(富士反射炉周辺地区)
		市長が指定する道路及び鉄道の区間
		市長が指定する道路及び鉄道から1,000m以内の等距離線の範囲内の地域
		都市公園
		その他
		官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内

